

議 事 日 程 (第2号)

令和3年3月9日(火曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第3 議案第16号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第17号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第18号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例及び東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第19号 令和3年度東白川村一般会計予算
- 日程第7 議案第20号 令和3年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第21号 令和3年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第22号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第10 議案第23号 令和3年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第11 議案第24号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第12 議案第25号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員 (7名)

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今井俊郎	教 育 長	神 戸 誠
副 村 長	桂川憲生	総 務 課 長	今井明德
村 民 課 長	安江修治	地 域 振 興 課 長	村 雲 修
産 業 振 興 課 長	伊藤秀人	建 設 環 境 課 長	有 田 尚 樹
教 育 課 長	安江任弘	会 計 管 理 者	今井英樹
国 保 診 療 所 事 務 局 長	河田孝	保 健 福 祉 課 長	安江透雄
監 査 委 員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 居 石 浩 之

◎開議の宣告

○議長（樋口春市君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎議案第15号から議案第25号までについて（提案説明）

○議長（樋口春市君）

日程第2、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第12、議案第25号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの11件を、昨日3月8日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

令和3年度に限り、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条の適用については、同条第2項中「100分の217.5」とあるのは「100分の206.6」と「100分の227.5」とあるのは「100分の216.1」とする。

附則、施行期日、この条例は令和3年4月1日から施行する。

この条例につきましては、令和3年度のときに特別職職員である村長、副村長、教育長の期末手当の支給率を5%カットする規定でございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第16号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保

険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の5ページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正は、村の国民健康保険税の率や金額の改正によるものでございます。

また、前回の2月の全員協議会におきまして報告した内容で、2月25日に国保の運営協議会を行いまして、御承認をいただいております。

新旧対照表の5ページをお願いします。

第3条から第5条の2までは医療費分についてです。

第3条は、医療費分の所得割率を5.61に引き上げ、第4条では資産割率について13.70に引き下げるものです。

第5条では、被保険者1人ずつに係る均等割額について2万5,700円に引き上げるものです。

6ページを御覧ください。

第6条から第7条3までは、後期高齢者支援金分についてです。

第6条は、後期高齢者支援金分の所得割率を1.83に引き上げ、第7条では資産割率を3.8に引き下げるものです。

第7条の2は、均等割額を8,500円に、第7条の3では平等割額について、第1号の世帯を7,000円に、7ページのほうを御覧いただきまして、第2号を3,500円に、第3号を5,250円に引き上げるものでございます。

第8条から第9条の3までは介護納付金分についてです。

第8条では所得割率を1.21に引き上げ、第9条では資産割率を2.10に引き下げるものです。

第9条の2は均等割額を9,100円に、第9条の3では平等割額を4,500円に引き上げるものです。

第23条の保険税の減額における改正でございます。

第23条の本文は、税制改正に伴います賦課限度額の引上げでございます。

8ページのほうを御覧ください。

第1号は7割軽減についての規定になります。

総所得金額及び山林所得金額の合算額で基礎控除額の基準額を43万円に引き上げまして、9ページのほうを御覧いただきますと、アとイは医療費分になりますが、アは均等割額を1万7,990円に引き上げるものです。

10ページのほうを御覧ください。

ウとエは、後期高齢者支援金分です。

ウは均等割額について5,950円に、エは平等割額について（ア）の世帯は4,900円、（イ）は2,450円、（ウ）は3,675円に引き上げるものでございます。

オとカは、介護納付金分になります。

オは均等割額を6,370円に、カは平等割額を3,150円に引き上げるものです。

第2号は5割軽減についての規定になります。

総所得金額及び山林所得金額の合算額で基礎控除の基準額を43万円に引き上げまして、11ページのほうで、アとイは医療費分についてになります。

アは均等割額を1万2,850円に引き上げるもので、ウとエは、後期高齢者支援金分になります。

ウの均等割額は4,250円に、12ページを御覧いただきまして、エの平等割額は（ア）の世帯を3,500円、（イ）を1,750円、（ウ）を2,625円に引き上げるものでございます。

オとカは、介護納付金分です。

オの均等割額は4,550円、カの平等割額は2,250円に引き上げるものです。

第3号は2割軽減法についての規定になります。

同じく、総所得金額及び山林所得金額の合算額で基礎控除の基準額を43万円に引き上げ、13ページのほうを御覧いただきまして、アとイは医療費分についてになりますけれども、アは均等割額を5,140円に引き上げるものです。

ウとエは後期高齢者支援金分で、ウの均等割額を1,700円に、エの平等割額は（ア）の世帯を1,400円、14ページを御覧いただきまして、（イ）を700円、（ウ）を1,050円に引き上げるものです。

オとカは、介護納付金分になります。

オの均等割額を1,820円に、カの平等割額を900円に引き上げるものです。

附則第2項は、公的年金等に関わる所得に関わる国民健康保険の課税の特例についての改正になります。

第2項中、3行目の所得税法の次の括弧書きについてを削除して、第23条の規定の適用について山林所得金額を加えられるものです。

本文にお戻りください。

附則、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。

続きまして、議案第17号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村介護保険条例の一部を改正する条例。東白川村介護保険条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の17ページをお願いいたします。

今回の改正は、第8期の介護保険事業計画策定に伴いまして、令和3年度から令和5年度までの3年間における介護保険料の改正でございます。

第4条第1項から第2項を令和3年度から令和5年度に改めまして、第3項も同じく令和3年度から令和5年度までに改め、本人課税層に当たります第6段階から第7段階の境目となる基準所得金額を210万円に改めるものです。

第4項から同じく令和3年度から令和5年度までに改めまして、本人課税層に当たります第7段階から第9段階の境目となる給与所得金額を320万円に改めるものです。

17ページをお願いいたします。

第5項から第7項は、保険料は据え置きまして、令和3年度から令和5年度までの各年度に改めるものでございます。

本文のほうにお戻りください。

附則、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

経過措置、第2条、改正後の東白川村介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第18号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例及び東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例及び東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、東白川村長。

1枚はねていただき、東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例及び東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

恐れ入りますが、新旧対照表の19ページ、20ページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正については、公営住宅法に定める処分制限期限に達した木曾渡住宅1号、2号、3号及び5号の2棟4戸について用途変更し、村営住宅からその他住宅へ変更するため第3条の表中の該当する位置の削除と棟数を改めさせていただきます。

もう一度本文をお戻りください。

第2条、東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の21ページから25ページを御覧ください。

この改正については、先ほど用途変更されました木曾渡住宅1号、2号、3号及び5号の2棟4戸を別表第1に加えさせていただきます、別表第2に家賃を定めさせていただきます。

そしてもう一点、老朽化した中根荘1号・2号についても用途廃止させていただきます、別表第1及び第2から削除させていただきます。

本文にお戻りください。

附則の部分です。施行期日、附則、施行の期日、1、この条例は令和3年4月1日から施行する。

家賃に関する経過措置、2、この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例、同項において改正前の村営住宅条例どおりの規定により入居し、引き続き第2条の規定による改正後の東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例（同項において「改正後のその他住宅条例」という）の規定により入居する者であつて、改正前の村営住宅の規定による家賃の額が、改正後のその他住宅条例の規定による家賃の額より低い者の家賃は、この条例の施行の日から10年を経過するまでの間は、改正前の村営住宅条例の例によるその条例の施行日前の直近の家賃とするというところでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

そうしましたら、別冊、薄いほうの資料になります。

令和3年度東白川予算書を御覧いただきたいと思います。

1 ページのほうを御覧いただきまして、議案第19号 令和3年度東白川村一般会計予算。令和3年度東白川村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億9,100万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。令和3年3月8日提出、東白川村長。

2 ページへお進みいただきまして、第1表 歳入歳出予算、それぞれ款の合計額のみ説明をさせていただきます。

歳入、1 款村税 1 億9,396万円、2 款地方譲与税5,198万円、3 款利子割交付金10万円、4 款配当割交付金60万円、5 款株式等譲渡所得割交付金30万円、6 款地方消費税交付金3,900万円、7 款環境性能割交付金300万円、8 款地方特例交付金250万円、9 款法人事業税交付金50万円、10 款地方交付税12億7,500万円、11 款分担金及び負担金1,151万円、12 款使用料及び手数料6,303万円、13 款国庫支出金 1 億2,276万円、14 款県支出金 1 億5,038万円。

4 ページに進みまして、15 款財産収入1,023万円、16 款寄附金43万円、17 款繰入金 1 億8,242万円、18 款繰越金 1 億819万円、19 款諸収入2,261万円、20 款村債 2 億5,250万円、歳入合計24億9,100万円。

歳出、1 款議会費3,662万円、2 款総務費 3 億8,542万円、3 款民生費 4 億9,695万円、4 款衛生

費 3 億5,916万円、6 款農林水産業費 3 億1,089万円、7 款商工費 1 億4,827万円、8 款土木費 1 億8,837万円。

6 ページに進みまして、9 款消防費 1 億101万円、10 款教育費 1 億4,083万円、12 款公債費 3 億2,148万円、14 款予備費200万円、歳出合計24億9,100万円。

第2表 地方債。

起債の目的、公共事業等、限度額3,980万円。起債の方法、普通貸借、利率4%以内、償還の方法、政府資金についてはその融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

過疎対策事業が1億280万円。起債の方法、以下同じでございますので省略をさせていただきます。

過疎対策事業、ソフト分3,420万円。

臨時財政対策事業7,000万円。

減収補填債事業280万円。

防災対策事業（自然災害防止事業）290万円。

8 ページへ進みまして、議案第20号 令和3年度東白川村国民健康保険特別会計予算。令和3年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,720万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。令和3年3月8日提出、東白川村長。

9 ページへ進みまして、第1表 歳入歳出予算。

歳入、1 款国民健康保険税5,341万6,000円、2 款使用料及び手数料2万円、3 款県支出金2億2,085万4,000円、5 款繰入金2,273万2,000円、6 款繰越金7万5,000円、7 款諸収入10万2,000円、8 款公債費1,000円、歳入合計2億9,720万円。

歳出、1 款総務費1,033万2,000円、2 款保険給付費2億1,379万9,000円、3 款国民健康保険事業費納付金6,984万6,000円、4 款財政安定化基金拠出金1,000円、5 款保健事業費268万円、6 款基金積立金1,000円。

11ページへ進みまして、7 款諸支出金10万1,000円、8 款予備費44万円、歳出合計2億9,720万円。

12ページへ進みまして、議案第21号 令和3年度東白川村介護保険特別会計予算。令和3年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億920万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。令和3年3月8日提出、東白川村長。

13ページへ進みまして、第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款保険料4,985万1,000円、2款使用料及び手数料1,000円、3款国庫支出金8,180万9,000円、4款支払基金交付金7,985万5,000円、5款県支出金4,231万2,000円、6款繰入金5,474万2,000円、7款繰越金15万5,000円、8款諸収入47万5,000円、歳入合計が3億920万円。

15ページへ進みまして、歳出、1款総務費934万円、2款保険給付費2億8,290万円、5款地域支援事業費1,680万円、6款公債費1万円、7款諸支出金5万円、8款予備費10万円、歳出合計3億920万円。

17ページへ進みまして、議案第22号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計予算。令和3年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,370万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。令和3年3月8日提出、東白川村長。

18ページへ進みまして、第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料4,698万8,000円、2款繰入金1億8,357万1,000円、3款繰越金404万8,000円、5款分担金及び負担金41万8,000円、6款村債1,740万円、8款県支出金666万5,000円、9款諸収入2,461万円、歳入合計2億8,370万円。

歳出、1款総務費2,186万円、2款簡易水道事業費6,791万1,000円、3款施設維持管理費3,469万4,000円、4款公債費1億5,903万5,000円、5款予備費20万円、歳出合計2億8,370万円。

第2表 地方債。

起債の目的、簡易水道事業債、限度額1,330万円でございます。

起債の方法以下、一般会計と同じでございますので省略をさせていただきます。

公営企業会計適用債410万円。

21ページへ進みまして、議案第23号 令和3年度東白川村下水道特別会計予算。令和3年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,470万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。令和3年3月8日提出、東白川村長。

22ページへ進みまして、第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料695万1,000円、2款繰入金1,684万9,000円、3款繰越金が90万円、歳入合計2,470万円。

歳出、1款総務費979万5,000円、2款施設維持管理費554万3,000円、3款公債費926万2,000円、4款予備費10万円、歳出合計2,470万円。

24ページへ進みまして、議案第24号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計予算。令和3年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,730万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。令和3年3月8日提出、東白川村長。

25ページへ進みまして、第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款診療収入1億6,101万5,000円、2款使用料及び手数料87万8,000円、3款県支出金15万円、5款繰入金6,700万円、6款繰越金2,552万円、7款諸収入273万7,000円、歳入合計が2億5,730万円。

歳出、1款総務費2,875万7,000円、2款医業費2億2,765万6,000円、4款公債費78万7,000円、5款予備費10万円、歳出合計2億5,730万円。

27ページへ進みまして、議案第25号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,180万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。令和3年3月8日提出、東白川村長。

28ページへ進みまして、第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料2,658万2,000円、2款使用料及び手数料1万円、3款後期高齢者医療広域連合支出金749万1,000円、4款繰入金1,745万6,000円、6款繰越金26万1,000円、歳入合計5,180万円。

歳出、1款総務費120万1,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金4,272万6,000円、3款保健事業費757万3,000円、4款諸支出金20万円、5款予備費10万円、歳出合計5,180万円。以上です。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日10日は全員協議会開催のため、3月10日から11日までの2日間を休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月10日から11日までの2日間休会とすることに決定しました。

明日10日の全員協議会は午前9時30分から行います。

12日金曜日は午前9時30分より本会議を開催後、全員協議会に移ります。午前中を目安に全員協議会を行い、午後から本会議となりますのでよろしくお願いします。

本日はこれで延会します。

午前10時06分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員